

広島県告示第千八百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

山根町十八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

広島市東区		市・区	山根町		町			大字
瀬野屋谷			瀬野屋谷		字	地番		標柱番号
五三番一五			五三番九			五五番一地先牛田山 国有林		標柱一号、二号及び 四号
五三番一五			五三番九			五三番一五		標柱五号及び六号